

立川市の入札・契約制度改革の方向について  
第2次意見具申

平成21年6月25日

立川市入札等監視委員会

# 目 次

はじめに	1
------	---

## 第1 第1次意見具申を踏まえて当市が行った入札・契約制度改革とその評価

I 入札・契約制度改革のあゆみ	3
II 第1次意見具申とその実施状況・評価・課題	4
1 透明性・競争性などの確保	4
(1) 恣意性を排除した入札制度について	5
(2) 委託契約に関する複数年契約について	6
(3) 小規模案件をとりまとめた節税効果	7
2 品質の確保	9
3 中小事業者の受注機会の確保	11
4 事務効率の向上	14
5 過当競争の防止	14
6 市民参加の拡大と情報の共有	14

## 第2 第2次意見具申

I 競争性の確保	16
1 随意契約の条件付き一般競争入札への移行の必要性	16
2 入札参加者数の減少と落札率の上昇について	16
3 「応札なし入札」や「1社入札」について	17
II 品質の確保	18
1 工事などの品質の確保について	18
2 総合評価方式について	19
III 中小事業者の受注機会の確保	22
IV 過当競争の防止	22
V 市民参加の拡大	22

おわりに	23
------	----

## 関連資料

I 開催内容一覧	24
II 委員名簿	27
III 立川市入札等監視委員会設置要綱	28

## はじめに

わが国では、長い間、“談合は必要悪である”と認識されてきた。しかし、近年、公正取引委員会や検察当局の努力によって、談合は税金を無駄にするだけでなく“政官業の癒着”と深く結びついていることが明らかにされ、多くの国民が“談合は犯罪である”と認識するようになった。こうした国民意識の変化を反映して、平成15年以降、多くの自治体が入札制度を改革し、希望する者は誰でも入札に参加できる仕組み（一般競争入札）を整備したほか、平成17年には、カルテルや談合に対する課徴金の一定率の大幅引き上げや公正取引委員会の刑事告発を容易にするための犯則調査権限付与を含む独占禁止法の強化改正が行われた。

企業のカルテルリスクが著しく増大したことを踏まえて、大手ゼネコン4社は、平成17年12月、遂に談合からの離脱を宣言するに至った。さらに、平成18年には、福島県、和歌山県、宮崎県の知事らが公共工事の入札をめぐる談合に関与していた不祥事や、鋼橋上部工事の発注に絡み当時の道路公団幹部が談合に関与していた不祥事などが相次いで摘発され、これらの事件が連日新聞やテレビで報道されたことも手伝って、国民の“脱談合”意識は一層高まった。その後も公正取引委員会の談合摘発は続き、入札制度改革の流れが全国的になったのを受けて、ゼネコン業界の“脱談合”の動きは全国に広がっていった。

公共工事分野における競争環境が著しく整備された結果、平成18年度以降の公共工事の落札価格は急落している。例えば、全国市民オンブズマン連絡会議の調査データによると、都道府県が発注する一定規模以上（注）の建設工事の平均落札率は、平成14年度の95.3%が平成18年度には83.5%（平成19年度83.5%）に、また、政令指定都市は平成14年度95.1%が平成18年度には84.1%（平成19年度82.9%）に低下、さらに、県庁所在地市は平成14年度91.3%が平成18年度には86.0%（平成19年度86.7%）に、それぞれ急落しており、これに伴って、「税金を効率的に使用してほしい」という“納税者の願い”はかなり達成された。

（注）都道府県・政令指定都市は1億円以上の工事、県庁所在地市は5000万円以上の工事

現在でも、一部地域においてはなお談合が残されている可能性は否定できないが、入札制度改革の進展等により全国的に“おおむね談合のない状態”が生まれたことは、歴史的な出来事といえよう。

しかしながら、サブプライム問題に端を発した米国発の金融危機は平成20年9月のリーマンブラザーズの破綻により世界的な不況へと発展し、わが国経済に深刻な打撃を与えた。政府は、入札制度改革による落札価格の低落で深刻な不況に喘いでいる建設業界を支援する意味を込めて、景気対策として公共事業に対する予算を大幅に増額したり、低入札価格調査制度の調査基準価格を引き上げたりしており、また、地方自治体においても地元業者を保護育成するためとして、地域要件を厳格にしたり、最低制限価格を引き上げたりしている。

平成15年以降かなりの進展をみせた入札制度改革が、最近の深刻な不況を機に産業保護

的な政策が優先され、入札制度改革が「逆戻り」をしているような状況が一部で生まれている。

こうした中であって当市では、平成15年に水道工事の入札をめぐる幹部職員が関与する不祥事が発生したことを機に、その再発を防止する対策が精力的に推進され、平成16年11月には、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「適正化法」という。）に基づく第三者機関として当委員会が設置された。当委員会は、毎年度6回の会議を定期的に開催し、当市が発注・契約する工事・委託契約について、問題点の発見とその改善策を検討しており、これらの審議を踏まえて、平成17年4月に①透明性・競争性などの確保、②品質の確保、③中小事業者の受注機会の確保、④事務効率の向上、⑤過当競争の防止、⑥市民参加の拡大と情報の共有を内容とする「立川市の入札・契約制度改革の方向について」と題する第1次意見具申を行った。

当市では、この意見具申を尊重して、恣意性を排除した入札制度を積極的に導入したほか、平成19年10月には、「入札改革フォーラム2007 IN立川—入札契約制度改革推進自治体会議—」を開催し、当市の入札制度改革の成果を全国に発信するなど、この4年間の当市の取り組みは全国的に見ても先進的なものと高く評価できる。

当委員会は、第1次意見具申後の4年間に延べ24回の会議を重ね、延べ400件を超える案件を取り上げて入札制度上の課題について審議を行ってきたが、この際、第1次意見具申後の4年間の入札制度改革の評価を行うとともに残された課題を取りまとめて、立川市入札等監視委員会設置要綱第6条に基づいて第2次の意見具申を行うこととした。

## 第1 第1次意見具申を踏まえて当市が行った入札制度改革とその評価

### I 入札制度改革のあゆみ

当委員会の第1次意見具申を受けて、立川市では入札制度などについて様々な取り組みを行っている。その“あゆみ”を時系列的に整理すると、表1-1のとおりである。

表1-1 第1次意見具申後の立川市の入札制度改革のあゆみ

年 月	内 容
平成17年4月	工事施行の手続きを明示し、適正な執行を図るため工事施行要綱を施行
4月	検査事務の手続きを明示し、適正な執行を図るため検査事務要綱を施行
4月	工事品質の向上を図るため工事成績評定制を導入
4月	透明性、競争性の向上や事務効率の向上を図るため郵便入札を導入
平成17年6月	競争入札に参加する事業者が遵守すべき事項を明記した競争入札参加事業者倫理綱領を策定
6月	不正行為の早期発見を図るため談合情報110番を開設
平成17年8月	施工者選定にあたって恣意性を排除するため、予定価格が130万円を超える工事契約に条件付き一般競争入札の導入
8月	地域要件の範囲を規定するため条件付き一般競争入札実施基準を策定
8月	事務効率の向上を図るため条件付き一般競争入札の案件を対象に電子入札を導入
平成18年10月	適用対象を拡大して予定価格が50万円を超える業務委託について条件付き一般競争入札を導入
10月	公共調達の商品の品質の確保を図るため競争入札参加資格登録事業者に対する第1回目の実態調査を実施
平成19年4月	工事請負者へ評定結果を通知するため工事成績評定要領の一部を改正
4月	工事成績評定制の客観性、公正性を確保するため工事成績評定苦情処理審査委員会を設置
平成19年6月	競争入札参加資格登録事業者に対する第2回目の実態調査を実施

年 月	内 容
平成19年10月	全国から116団体の参加を得て「入札改革フォーラム2007 in 立川」を開催
10月	プロポーザル方式による契約事務運用ガイドラインの策定
平成20年3月	入札参加停止期間を最大2年から3年に延長(競争入札等参加停止基準の一部改正)
平成20年4月	適用対象を拡大して予定価格80万円を超える物品購入について条件付き一般競争入札を導入
4月	予定価格5万円を超える物品購入について条件付き一般競争入札と同様な見積合わせの仕組みを導入
4月	市内事業者及び準市内事業者の認定要件やその実態調査を実施するため競争入札参加資格業者認定基準を策定
4月	優秀工事・不良工事への対応を定める工事成績評定結果の活用基準を策定
4月	優秀工事を市ホームページで公表するため工事成績評定要領を一部改正
4月	優秀工事表彰制度を導入(平成20年度工事を対象に平成21年度に表彰)
平成21年1月	建設関連の業務委託について変動型最低制限価格制度を導入

## II 第1次意見具申とその実施状況・評価・課題

第1次意見具申の項目立て(1 透明性・競争性などの確保、2 品質の確保、3 中小事業者の受注機会の確保、4 事務効率の向上、5 過当競争の防止、6 市民参加の拡大と情報の共有)に従って、【第1次意見具申の要旨】を紹介した上、これに対する立川市の【実施状況】、実施状況に対する【当委員会の評価】を行った上、【残された課題】を検討することとする。

なお、【残された課題】は第2次意見具申に盛り込む内容である。

### 1 透明性・競争性などの確保

【第1次意見具申の要旨】透明性、競争性、客観性、公正・公平性を確保するとともに不祥事を未然に防止する観点から、恣意性を排除した入札・契約制度に改める必要があり、このため、工事契約案件のみならず委託契約案件についても、可能な限り条件付き一般競争入札に移行する。

【実施状況】平成17年8月から工事契約を対象に、平成18年10月から委託契約を対象に、平成20年4月から物品契約を対象に、それぞれ条件付き一般競争入札を導入した。

また、委託契約に関しては、平成17年度から契約期間を3年とする複数年契約（注）を実施しており、平成20年度には59件について実施した。これに加えて、100万円未満などの小規模委託契約案件をまとめて複数年契約により発注する手法を平成17年度から実施している。

（注）当市の複数年契約は、当初予算で債務負担行為を取得し、導入初年度に限り年度当初の4月から6月までの3ヶ月間については前年度の受注事業者と特命随意契約を行い、その間に条件付き一般競争入札を行ってその後3年間の契約相手を決めるという手法で実施されている。

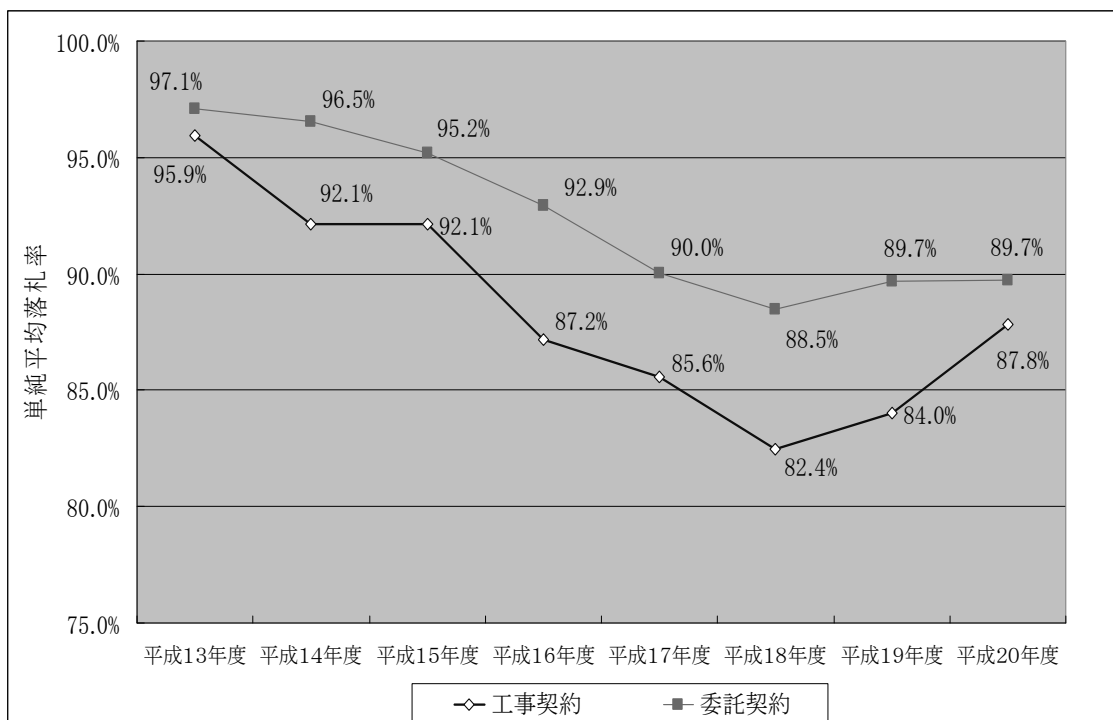
## 【当委員会の評価】

### （1）恣意性を排除した入札制度について

第1次意見具申を受けて、立川市は、工事契約、委託契約、物品契約に条件付一般競争入札を導入するとともに、対象件数も順次拡大をしている。

条件付き一般競争入札の導入に伴って、競争性が著しく高まり落札率が大幅に低下している（図1-1参照）。

図1-1 落札率（単純平均）の推移



すなわち、工事契約の平均落札率は平成13年度には95.9%であったが平成20年には87.8%に低下し、また、委託契約の平均落札率は平成13年度の97.1%から平成20年度の89.7%に約7%低下している。

落札率が低下した結果、当初予定した金額（予定価格）と落札価格との差額（以下「落

札差金」という。)が発生している。その状況は、表1-2のとおりである。

表1-2 落札差金の推移

[単位 百万円]

年度 区分	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
工事契約	333	298	278	378	602	655	1218	556
委託契約	156	130	167	286	542	394	279	576
合計	489	428	445	664	1144	1049	1497	1132

すなわち、指名競争入札を主体にしていた平成13年度の工事契約と委託契約を合わせた落札差金は約5億円にすぎなかったが、条件付き一般競争入札を導入した平成17年度以降、落札差金はそれまでよりも5～10億円程度増えて年間10～15億円に達している。

この落札差金は税金の節約分に相当するものである(注)。入札制度改革によって市民の税金が5～10億円節約されたことになり、このことは、入札制度改革の“成果”として納税者から高く評価されるものと考えられる。

(注) この落札差金は、補正予算や翌年度に繰り越す財源などとして活用されている。

## (2) 委託契約に関する複数年契約について

清掃や機械警備業務などの委託契約35件について、単年度契約を行っていた平成16年度には96.3%であった平均落札率が、複数年契約に移行した平成17年度には同75.8%に低下し、さらに、3年契約の更新を迎えた平成20年度には同73.4%に低下しており(表1-3参照)、複数年契約による節税効果が小さくないことが実証された。

表1-3 複数年契約の更新状況

	平成17年度			平成20年度		
	件数	平均参加者数	単純平均落札率	件数	平均参加者数	単純平均落札率
複数年契約の更新(競争分)	35	7.4	75.8%	26	9.1	73.4%

注：平成20年度の件数が減っているのは小規模案件を統合して発注したため。

また、平成20年度に新たに複数年契約に移行した39件についてみると、単年度契約であった平成19年度の平均落札率91.8%が平成20年度には88.7%に低下しており、やはり複数年契約の節税効果が見られる(表1-4参照)。



表1-4 平成20年度新規複数年契約の状況

	平成19年度（単年度契約）			平成20年度（複数年契約）		
	件数	平均参加者数	単純平均落札率	件数	平均参加者数	単純平均落札率
単年度契約から複数年契約にした案件	39	4.8	91.8%	33	7.8	88.7%

注：平成20年度は小額の同一業務はまとめて発注しているため件数が少なくなっている。

複数年契約に移行したことで落札率が低下した理由は、入札参加者数が増加し競争性が高まった結果である。入札参加者数が増えたのは、複数年契約にすることにより発注金額規模が大きくなり、受注業者にとって入札に参加する魅力が増大したためと考えられる。

### (3) 小規模案件をとりまとめた節税効果

複数年契約に加えて小規模な案件を一つにまとめて発注することにより、さらに節税効果が顕著になった事例がある（表1-5参照）。

立川市が管理する3つの会館の冷暖房設備保守点検業務については、平成19年度まではそれぞれの建物ごと・単年度ごとに随意契約で発注していた。平成20年度からは3つの建物をまとめて3年間の複数年契約で条件付き一般競争入札に移行させた結果、落札率がそれまでの100%から90.0%に低下した。

表1-5 小規模案件をまとめて複数年契約にした例

	平成19年度（単年度契約、見積り合わせ）			平成20年度（複数年契約、条件付き一般競争入札）		
	契約金額	指名数	落札率	契約金額	参加社数	落札率
A会館冷暖房設備保守点検業務	49.9万円	2	100%	404万円	8	90.0%
B会館冷暖房設備保守点検業務	40.6万円	2	100%			
C会館冷暖房設備保守点検業務	44.7万円	2	100%			

このほか、13の市立保育園等を4つに分けて発注していた警備業務を、一つにまとめて複数年契約に移行させたことにより100%に近かった落札率が32.2%にまで低下した例もある。

これらは、小規模案件をまとめて複数年契約にして発注金額規模を大きくすると、受注業者にとって魅力が増すため競争性が著しく増し、節税効果が生まれることが実証さ

れた好例である。

第1次意見具申を契機として、立川市の発注担当者が、入札制度の運用に様々な“工夫”を施し、競争性を高めて税金を節約しようと努力している姿勢は納税者から高く評価されるであろう。

**【残された課題】**

- (1) 図1-1のとおり、条件付き一般競争入札を導入した当初は落札率が急激に低下したが、平成19年度と平成20年度については、落札率の上昇傾向が見られる。これは、「1社入札」の増加など入札参加社数の減少によるものと推測される。「1社入札」の増加など入札参加社数の減少傾向は全国的にみられる現象であり、国や多くの自治体がその対策に苦慮しているところである。
- (2) 複数年契約や小規模案件のとりまとめ発注はかなりの節税効果があることが分かったので、これを可能な限り拡大していく必要がある。また、複数年契約に移行後も、あまり競争性が高まらなかった案件についてはそれがいかなる理由によるものかを検証する必要がある。

**【第1次意見具申の要旨】**①競争性を確保するため予定価格による等級区分を廃止し、入札案件ごとに入札参加資格を定める。  
②施工可能な市内事業者が競争性を確保するのに十分な数だけ存在する場合には、市内事業者が優先的に入札に参加できる仕組みを作る。また、市内事業者だけでは競争性を確保するのに十分な数が存在しない場合には、隣接市など施工可能な事業者が参加できる仕組みを作る。

**【実施状況】**これらは条件付き一般競争入札に移行すると同時に実施されている。

**【当委員会の評価】**立川市の条件付き一般競争入札の最大の特徴は、地域要件に例外規定を設けている点である。

すなわち、本市では、市内事業者を優先的に入札に参加できる仕組みを作っているものの、入札参加可能社数などの状況により市内事業者だけでは競争性が十分発揮できないと判断された場合には、隣接市などの事業者が参加できるという規定を条件付き一般競争入札実施基準に明示していることである。実際の運用においても、入札参加条件は入札案件ごとに検討され、必要に応じて地域要件の拡大も行われている。

これらの施策は、当委員会の上記意見を踏まえたものであり、競争性の確保の観点から高く評価される。

**【残された課題】**市内事業者に限定して条件付き一般競争入札を行ったが、入札参加者がごく少数の場合などは、市外事業者も加えて改めて条件付き一般競争入札を行っているが、それでも入札参加者がごく少数に限られるケースが見られる。

## 2 品質の確保

**【第1次意見具申の要旨】** 工事品質を確保するため、工事施行要綱や検査事務要綱を制定し工事成績評定制度を整備する。また、完了検査中心の検査体制を改めて、中間検査や抜き打ち検査を加えるとともに、工事検査体制の拡充強化を図る。

**【実施状況】** 平成17年4月には、工事施行要綱、検査事務要綱、工事成績評定要領などの規定を整備し、平成19年4月からは工事成績評定結果の事業者への通知を開始し、平成20年4月には、工事成績評定結果の活用基準と優秀工事表彰実施要綱を策定し、不良工事へのペナルティや優良工事の公表などを実施している。また、検査員は、平成16年度時点で2名の配置であったが、平成20年3月からは検査員6名と検査アドバイザー1名に増員されている。

**【当委員会の評価】** 条件付き一般競争入札の導入と検査体制の整備拡充がほぼ同時に進められており、第1次意見具申を踏まえたものとなっている点は評価できる。

ただし、工事検査が年度末に集中し、これに伴って種々の問題が生じている。

図1-2は、平成20年度の月ごとの工事検査数と工事成績評定の評定点をみたものである。これによれば、検査件数は年度末の3月に年間の約36%が集中していることが分かる。工事検査は工事の完了を待って行われるため、年度末に工期が集中すれば工事検査も年度末に集中することになる。

年度末に多くの工事の工期が集中する弊害は、同時期に市内の各所で交通規制が行われることのほか、次のようなところにも現れている。

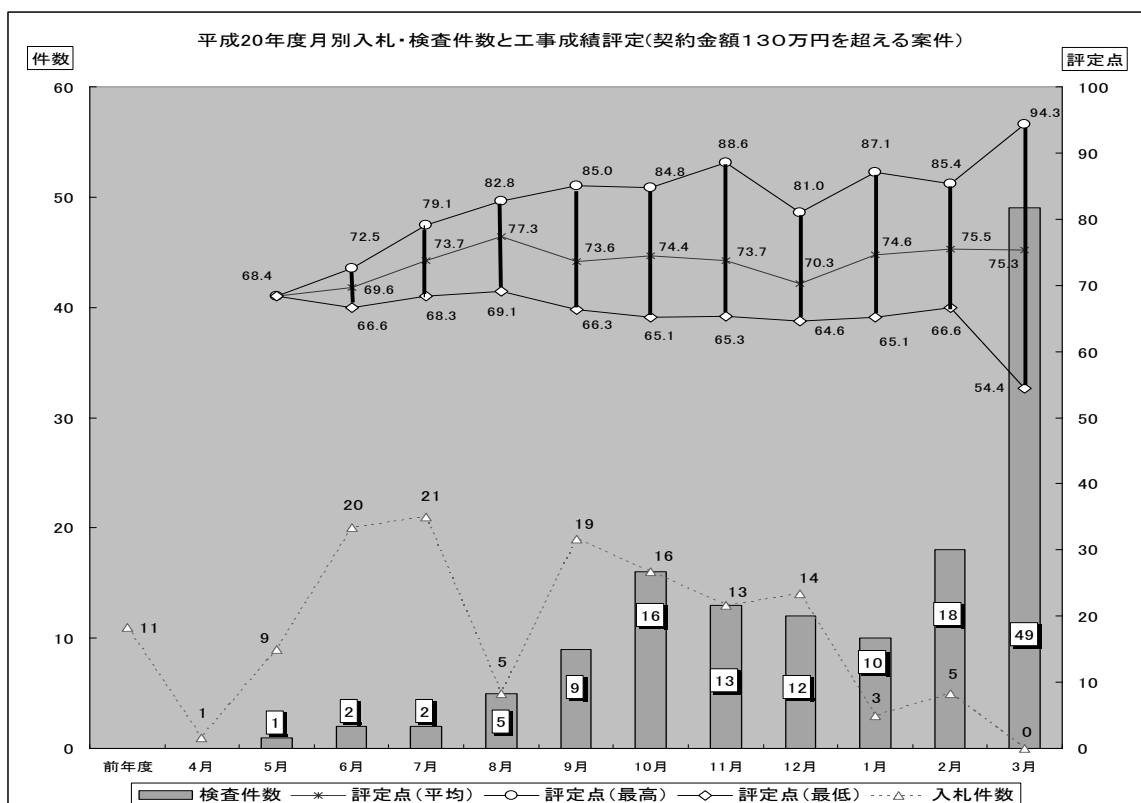
図1-2から分かることは、工事成績評定の月別の評定点では、工事検査が集中する年度末の3月には最高が94.3点、最低が54.4点と、他の月と比較して幅が急拡大していることである。

これは、年度末に工事検査が集中するため、検査部門だけでは検査員が足りず、検査に不慣れな他部署の技術職員を臨時検査員として動員するため、検査結果にブレが生じている可能性があること、事業者が年度末の混雑した状況の中で工期までに完了させようと急いで施工することなどが考えられる。

いずれにしても年度末に工事の完了・検査を集中させることは種々の弊害をもたらすので、避ける必要がある。

**【残された課題】** 今後も一層中間検査や抜き打ち検査を加えるとともに工事検査体制の充実強化を図る必要がある。また、年度末に工事の完了が集中することによる弊害を解消するため、工事の発注時期の平準化を図る必要がある。

図1-2 平成20年度工事契約月別入札・検査件数と工事成績評定



**【第1次意見具申の要旨】** ①不良工事を施工した事業者に入札参加を停止するなどのペナルティを課すとともに、優良工事を施工した事業者を公表するなどの優遇措置を講じる仕組みを作る。

②工事成績評定制度をできるだけ早く本格実施し、データの蓄積を行った後に、工事成績を入札参加資格要件として活用する仕組みを作る。

**【実施状況】** 平成20年4月、優良工事や不良工事のそれぞれに対応するため、工事成績評定結果の活用基準を策定するとともに、優秀工事表彰実施要綱を策定し、優秀工事案件を市のホームページ上に公表している。また、不良工事を施工した事業者に対しては、改善計画書の提出を求めるとともに、競争入札参加資格停止の対象にしている。このほか、工事成績評定に関して事業者から苦情が申し立てられた場合の処理を担当する工事成績評定苦情処理審査委員会を庁内に設置した。

**【当委員会の評価】** 第1次意見具申の①についてはおおむね実施に移されている。ただし、②(工事成績評定を入札参加資格要件として活用すること)については、工事成績評定に関するデータの蓄積が十分でないとの理由から未だ実施されていない。

**【残された課題】** 早急に工事成績評定を入札参加資格要件として活用し、「いい仕事をする業者が報われる仕組み」を構築する必要がある。

**【第1次意見具申の要旨】** 工事登録している市内・準市内などの事業者に対して、登録内容に虚偽や変更はないか、事業所実態や技術員の雇用状況などをチェックする事業所訪問調査を実施する。

**【実施状況】** 平成18年10月に工事・委託の準市内登録事業者103社と平成19年6月に工事・委託の市内登録事業者230社を対象に、それぞれ事業者訪問調査を実施した。平成20年4月には、市内事業者や準市内事業者の認定要件や実態調査を明示した競争入札参加資格業者認定基準を策定している。

**【当委員会の評価】** 毎年実施する必要はないが、今後も定期的にも実施する必要がある。

### 3 中小事業者の受注機会の確保

**【第1次意見具申の要旨】** 設計・施工方法等に関する市内業者からの積極的な提案を促すため、提案公募制度を新設する。

**【実施状況】** 市のホームページからの意見聴取を検討中。

**【当委員会の評価】** 第1次意見具申が制度化されなかった主な理由は、新庁舎建設以外は、これに適した案件が見つからなかったためである。

**【残された課題】** 今後、適当な案件が出てきた場合に備えて、少なくとも提案公募制度を創設しておく必要がある。

**【第1次意見具申の要旨】** 市内事業者からの受注機会を確保するため、大規模工事案件を受注した市外事業者に対し、直接工事費のうち一定割合については市内事業者と下請負契約を締結する旨を、契約段階で義務付けることを検討する。

**【実施状況】** この仕組みを市内事業者数の少ない立川市で採用した場合、事業者間の情報交換を促し、談合が復活するおそれがあるとの理由で未実施。

**【当委員会の評価】** この意見具申は横須賀市の制度を参考にして行ったものであるが、同市でこれを実施したところ、下請負をする適当な市内事業者がないとの理由で、一旦、市内事業者の下請負した後、改めて市外に所在する受注事業者の関連会社に再下請させていた事例がみられたとのことである。

立川市の場合は、市内事業者数は横須賀市よりもさらに少ないので、これと同じ弊害が生ずる可能性がある。よって、未実施は妥当である。

**【第1次意見具申の要旨】** 建設業界の構造改善を積極的に推進することとし、協業した場合には総合点数に一定割合を加算する仕組みを検討する。

**【実施状況】** この仕組みを市内事業者数の少ない立川市で採用した場合、受注事業者の情報

交換を促し、談合が復活するおそれがあるとの理由で未実施。

**【当委員会の評価】**この意見具申は、長野県の制度を参考にして行ったものであるが、そのような懸念が全くないとは言えないので、未実施はやむを得ない。

**【第1次意見具申の要旨】**小規模工事案件に関して、中小建設事業者を対象に直工（受注者が下請負を活用しないで直接工事を行うこと）を入札参加条件とする仕組みを検討する。

**【実施状況】**この仕組みを市内事業者数の少ない立川市で採用した場合、事業者が限定してしまい競争性の確保が困難であるとして未実施。

**【当委員会の評価】**この意見具申は、長野県の制度を参考にして行ったものである。同県と事情が異なる立川市において実施できるかどうか検討中とのことであり、現時点ではやむを得ない。

**【第1次意見具申の要旨】**発注に当たって、受注業者の経営に資するため、とりわけ年度始めの発注量を増やすよう努める。

**【実施状況】**平成20年12月の補正予算では、景気対策と相まって繰越明許費や債務負担行為を活用して約11億円の工事案件などを計上した。今回の債務負担行為は、3月中に告示を行うために用いたものであり、実際の歳出予算は平成21年度当初予算に計上している。一方、繰越明許費については、平成20年度の歳出予算として補正し、工期を平成21年度内に延長するためのものである。

**【当委員会の評価】**年度末に工事が完了し受注者側の年度当初の手持ち工事は極端に少なくなるため、年度始めは入札参加者が多くなる。しかし、自治体の会計は単年度主義であるため、4月から6月ごろまでは設計などの発注事務処理期間となり、多くの工事は6月以降に発注されている。このため年度初めの発注量は極端に少なくなる。

すなわち、年度初めに落札率が低下する原因は、需要と供給とのミスマッチによる。これを解決する方法は、年度始めに一定の施工量を確保できるよう、年度末から年度初めにかけての発注量を増やすことである（図1-3参照）。

上記意見具申は、かかる考えに基づいてなされたものである。

図1-4は、平成19年度及び平成20年度の入札参加者数と平均落札率との関係を示したものである。

これによれば、意見具申後も年度初めに入札参加者数が増加し、平均落札率が低下するという関係が顕著にみられる。

立川市では、平成20年度末は債務負担行為を活用して年度末の発注量を増加させているが、その効果は未だ明らかになっていない。

**【残された課題】**年度末の発注量がこの程度で十分かどうか、その効果を今後注意深く検証する必要がある。

図1-3 平成19年度・平成20年度工事契約月別契約状況

(契約件数比率、契約金額比率、単純平均落札率)

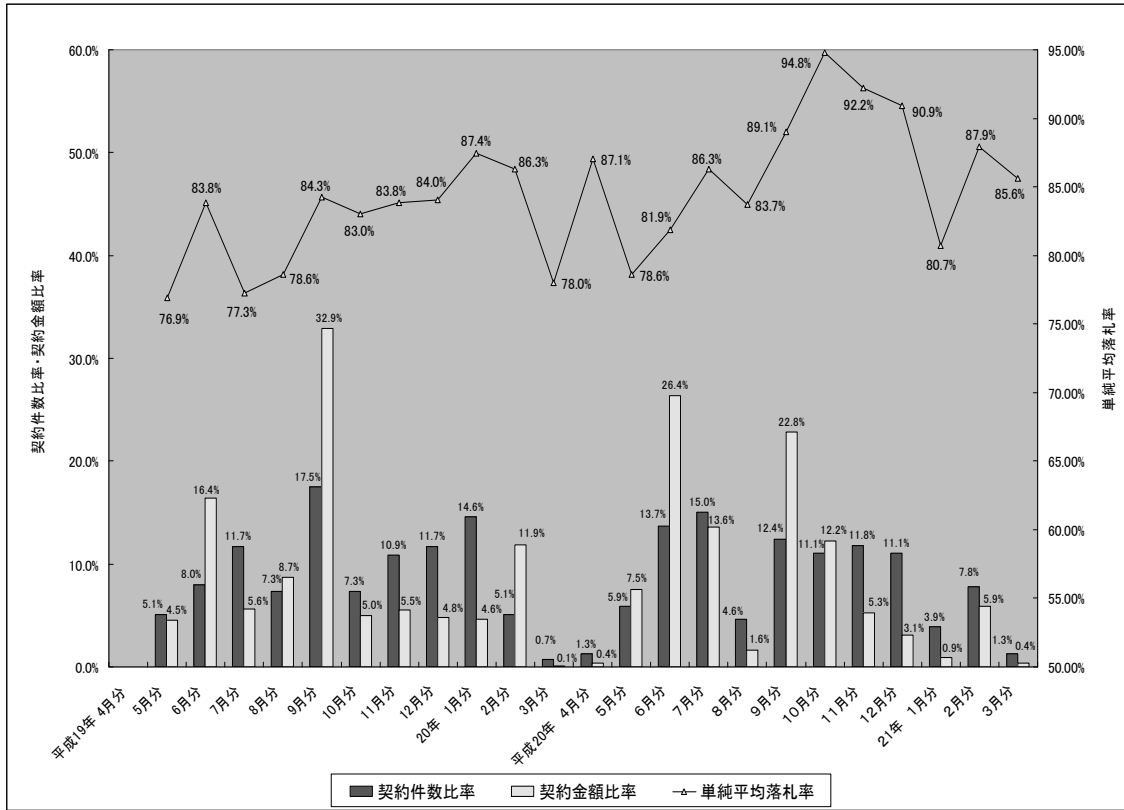
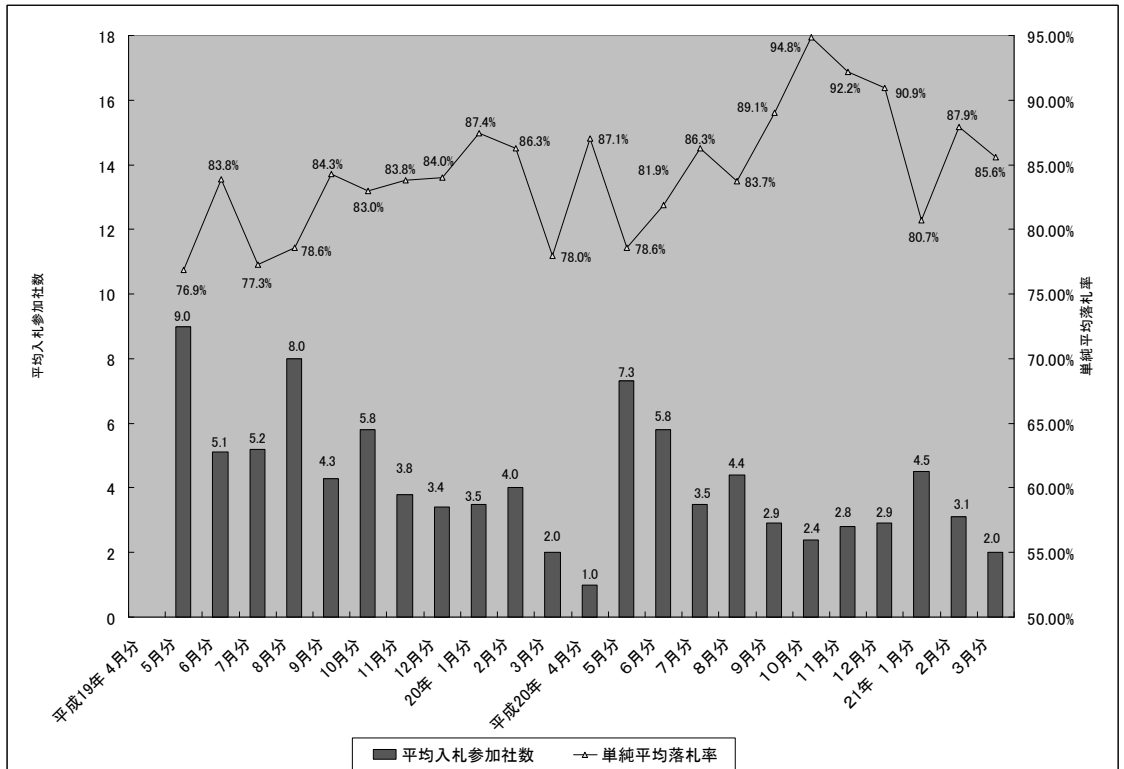


図1-4 平成19年度・平成20年度工事契約月別状況 (入札参加社数、単純平均落札率)



## 4 事務効率の向上

**【第1次意見具申の要旨】** 入札参加資格の審査は、入札後、最低価格提示者について実施すること。

**【実施状況】** 条件付き一般競争入札の導入に併せて実施済み。

**【当委員会の評価】** 実施され事務効率も上がっている。

**【第1次意見具申の要旨】** 発注事務効率化のため可能な限り郵便入札や電子入札を活用する。

**【実施状況】** 電子入札を活用した条件付き一般競争入札を工事契約では平成17年8月から、委託契約では平成18年10月から導入した。

**【当委員会の評価】** 実施され事務効率も上がっている。

## 5 過当競争の防止

**【第1次意見具申の要旨】** 現状の最低制限価格の設定方法を見直し、実際に入札された金額の平均を基準として最低制限価格を定める方式（平均入札額基準型最低制限価格）を検討する。

**【実施状況】** 平成21年1月から工事に係わる設計・測量などの建設関連業務委託のみに変動型最低制限価格を試行導入している（実施されたのは平成20年度1件）。ただし、工事契約については、従来型の予定価格に基づいた最低制限価格を設定している。

**【当委員会の評価】** 変動型最低制限価格制度は、入札金額に基づき開札時に計算されるため、人件費や材料費など物価の変動が反映されやすく、また開札するまでは最低制限価格がだれにも分からないという特徴を持っており、現在のところ最低制限価格制度の中では最も適した仕組みであり、横須賀市などにおいて採用されかなりの効果を上げている。

**【残された課題】** 変動型最低制限価格制度を建設関連業務委託以外の委託契約や工事契約にも広げる必要がある。

## 6 市民参加の拡大と情報の共有

**【第1次意見具申の要旨】** 公共工事の計画段階から市民の意見を公募する仕組みを検討する。

**【実施状況】** 新庁舎建設については準備段階から市民の意見を積極的に取り入れた。その取



組内容は次表のとおりである。

表 1-6 新庁舎建設に係る市民参加の状況

年 月	内 容
平成15年 6月 ↓ 平成16年 3月	新庁舎建設市民100人委員会を設置（委員長と108名の市民で構成） 「新庁舎建設基本構想市民案」などの策定
平成16年10月 ↓ 平成17年 3月	新庁舎建設事業手法等検討委員会を設置（学識経験者4名、公募市民5名、市職員3名で構成） 「新庁舎建設事業手法等検討委員会 報告書」を策定 市民対話型2段階方式による設計者選定競技（立川モデル）の提言
平成17年6月 ～11月	新庁舎市民対話型2段階方式による設計者選定競技（立川モデル）を実施
平成18年10月 ↓ 平成19年 3月	新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会を設置（学識経験者5名、公募市民3名、市職員3名で構成） 「新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会 報告書」を策定 市民との連携による一括発注技術提案型総合評価方式（立川モデル）を提言

**【当委員会の評価】** 約50年ぶりに建築される新庁舎は、膨大なエネルギーを費やして施工者を選定したものであり、市民との連携やホームページなどで多くの情報を公開している点は高く評価できる。

**【残された課題】** 他にも適当な案件を見つけて市民の意見を活かす必要がある。

## 第2 第2次意見具申

### I 競争性の確保

#### 1 随意契約の条件付き一般競争入札への移行の必要性

当市では、委託契約についてできるだけ条件付き一般競争入札を行うこととしているが、年間の委託契約については年度末に複数社を指名した見積合せ（随意契約）が行われている。

そこで、同一年度の条件付き一般競争入札によるものと随意契約によるものとの落札率を比較してみると、表2-1のとおり、条件付き一般競争入札の落札率の方が平成19年度は約4%、平成20年度は約11%低くなっていることが分かる。

表2-1 委託契約の契約件数と単純平均落札率

	平成19年度		平成20年度	
	件数	単純平均落札率	件数	単純平均落札率
随意契約（見積り合わせ）	135	85.2%	92	90.3%
条件付き一般競争入札	119	81.3%	189	79.0%

#### 【第2次意見具申】

今後、年間の委託契約についても、可能な限り、随意契約から条件付き一般競争入札に移行すること。また、これに伴い受託事業者の入れ替わりが想定されるので、引継ぎ時の業務移行がスムーズに行える仕組みを検討すること。

#### 2 入札参加者数の減少と落札率の上昇について

条件付き一般競争入札に移行後の平成17年度には、工事契約の平均入札参加者数は8.5社であったが、平成18年度には5.9社、平成19年度には5.4社、平成20年度には4.2社に年々減少し、また、委託契約の平均入札参加者数も平成17年度の21.3社から、平成18年度には17.9社、平成19年度には7.5社、平成20年度には4.4社へと大幅に減少している。

これに対し、工事契約の平均落札率は、入札参加者数の減少傾向とは逆に、平成18年度には82.4%であったものが、平成19年度には84.0%、平成20年度には87.8%と大幅に上昇している。また、委託契約の平均落札率も平成18年度には88.5%であったものが、平成19年度には89.7%（平成20年度も同率）に上昇

を示している。

何故、このように入札に参加する事業者が減ったのであろうか。その原因が分かれば解決の糸口になる。そこで、以下、入札参加者数が減少する原因を検討する。

まず考えられるのは、以下のような原因である。

第一は、入札制度改革により競争環境が厳しくなり落札率が大幅に低下し採算性が低下したこと。

第二は、工事成績評定の厳格化により、事業者が高得点のとれる得意分野に絞って入札に参加するようになったこと。

第三は、主任技術者の専任状況の確認などを厳格にしたことにより、事業者が小規模工事など“うま味”のない入札案件を避けるようになったこと。

第一の原因は、入札制度改革により落札価格が下がり過ぎた反動ということであり、経済原則に則った企業行動と解される。

第二の原因は、事業者が従来のように無差別に受注することなく得意分野に絞った受注行動をしているということであり、合理的な企業行動と解される。

第三の原因は、事業者が利益の出ない可能性がある入札案件を避けるようになったということであり、合理的な企業行動と解される。

以上のとおり、最近、入札参加者数が減少して落札率が上昇傾向にあるのは経済原則に則った現象であって、あまり問題はないと考えられる。

### 【第2次意見具申】

以上のような企業行動を予測して、企業が“うま味”を感じるような発注案件に組み直すなどの“工夫を凝らす”ことが肝要である。（具体的な施策は次項で検討）

## 3 「応札なし入札」や「1社入札」について

最近、全国的に入札参加者がいなくて入札が不調になる「応札なし入札」や入札参加者が1社しかいない「1社入札」が増えて大きな問題になっている。

当市においても、表2-2のとおり、こうした案件が増加している。

表2-2 入札中止等の延べ件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
工事契約	21	27	32
委託契約	29	47	59

注：1つの契約案件で2回以上中止等になる場合が含まれる。

指名競争入札の時代には、発注者から“指名”された事業者が入札に参加しないとい

うことは考えられなかった。入札制度改革により条件付き一般競争入札が導入され受注を希望しない事業者は入札に参加しなくてもよくなった。つまり、条件付き一般競争入札が導入されて初めて事業者と発注機関が“対等の関係”を持つことができるようになり、それが「応札なし入札」や「1社入札」の増加となって表れているのである。

「応札なし入札」や「1社入札」が生まれる原因は、前項で述べたことのほか、以下のようなことが考えられる。

- ① 発注者が積算した予定価格が低すぎた。
- ② 競争に参加できる範囲を狭くし過ぎた。
- ③ 談合により業者側が入札参加者を1社に絞った。
- ④ 入札参加の範囲を広げたが、そもそも入札参加者以外に競争企業が存在しなかった。

「応札なし入札」や「1社入札」が生まれた場合、それがどのような原因で生じたかを検討する必要がある。原因が明らかになれば対策を立てるのは比較的容易である。

## 【第2次意見具申】

「応札なし入札」や「1社入札」を解消するため、入札を行う際に例えば以下のような“工夫”をすること。

第一は、“うま味”の少ない小規模案件をまとめて発注規模を大きくすること。とりわけ、複数年契約や小規模案件のとりまとめ発注はかなりの節税効果があることが分かったので、これを可能な限り拡大していくこと。

第二は、年度末に工事が集中しないよう発注の平準化を図ること。また、平成20年度末に実施した債務負担行為を活用した補正予算の効果を見極めつつ、その規模をさらに拡大し、他自治体が実施している「15ヶ月予算制度」の導入を検討すること。

第三は、「応札なし入札」や「1社入札」が発生した場合には、積算を再度行うなどにより予定価格を見直すこと。

第四は、入札に参加できる業者の範囲を広げること。とりわけ、談合が存在すると疑われる場合には、入札に参加できる事業者の範囲を広げることが“談合の攪乱要因”となり、効果的である。

第五は、入札に参加できる事業者の範囲を広げてもなお競争者が現れない場合は、競争入札に付すことが適当かどうか吟味すること。

## II 品質の確保

### 1 工事などの品質の確保について

受注産業の宿命は、契約時には発注内容どおりのモノが引き渡されるかどうか分からないということである。このため、民間では、発注企業は発注したモノが引き渡される時点はもちろんのこと、契約期間の途中でも「発注内容と同じモノが引き渡されるかどうか」

を厳格にチェックしている。自治体の場合は、市民の大切な財産となるべきモノであるからとりわけ厳格なチェックを行う責務がある。

### 【第2次意見具申】

- 1 工事品質確保のため、今後、なお一層中間検査や抜き打ち検査を行うとともに工事検査体制や工事監督体制の充実強化を図ること。
- 2 年度末に完了検査が集中することによる弊害を解消するため、工事の発注時期の平準化を図ること。
- 3 早急に工事成績評定を入札参加資格要件として活用し、「いい仕事をする業者が報われる仕組み」を構築すること。
- 4 2500万円未満でも一定規模以上の工事案件や単価契約工事の案件について、適正化法に基づく点検と同様な仕組みを検討すること。
- 5 委託契約は、設計・測量、清掃、各種機器の点検、樹木管理などその内容は多岐にわたっており、工事成績評定のように業務内容をチェックする統一の仕組みがないので、できる業種から順次業務内容や再委託状況などをチェックする仕組みを検討すること。併せて、仕様書の整備レベルの向上、見積明細金額の取得、積算能力の向上を図ることを検討すること。

## 2 総合評価方式について

当市では、新庁舎の建設工事に関して総合評価方式を採用した。具体的には、平成19年5月、「庁舎新築工事技術提案型総合評価審査委員会」を大学教授などの学識経験者のみ8名で設置し、さらに、施工者選定時の公平性・客観性・透明性を確保するため新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会の公募市民3名を立会人として参加させた。

こうして平成19年5月から12月にかけて施工者選定作業が行われた。その具体的な内容は、次のとおりである。

表2-3 新市庁舎建設に係る施工者選定の流れ

月 日	内 容
平成19年5月	第1回審査委員会の開催 ・技術審査の方法、評価項目、審査基準など
平成19年6月	第2回審査委員会の開催 ・審査手順、審査基準
平成19年7月	総合評価方式による一般競争入札として告示
平成19年8月	入札参加表明の受付、設計図書配布、入札参加資格認定通知 入札手続き及びVE提案に関する質問の受付

月 日	内 容
平成19年9月	質問に対する回答 V E 提案（1次審査）の受付
平成19年10月	第3回の審査委員会の開催 →第1次審査（V E 提案の採否の決定、非公開） V E 提案の採否通知
平成19年11月	入札書及び技術提案書（2次審査）の提出
平成19年12月	第4回審査委員会の開催 →公開プレゼンテーション →第2次審査（技術提案の評価、非公開） 落札予定者の決定

立川市が採用した総合評価方式は、「高度技術提案型」と呼ばれるものである。すなわち、まず、各社に標準点を100点与え、技術提案に対する加算点（50点満点）を合計し、これを価格点で割って評価値を出すという方法である。

平成19年12月2日に5社が参加して行われた審査結果および入札結果は、表2-4のとおりであった。

表2-4 新市庁舎建設に係る総合評価方式（技術提案に対する加算点）

	＜品質管理・施工管理＞			＜ライフサイクルコストの縮減＞		
	構造性能を確保するための施工計画	環境性能を確保するための施工計画	配置予定技術者の施工管理能力	長期的なライフサイクルコスト縮減計画	維持保全・改修・更新のための工夫	合 計
	(21点)	(8点)	(5点)	(8点)	(8点)	(50点)
E社	17.7	6.0	4.1	5.0	5.0	37.8
C社	15.4	7.5	4.4	5.0	5.3	37.6
D社	15.0	3.8	2.6	3.7	3.4	28.5
B社	12.0	6.0	3.3	4.0	4.3	29.6
A社	10.6	3.8	2.9	3.4	3.3	24.0

表にあるとおり、評価項目は「品質管理・施工管理」と「ライフサイクルコスト」に別れ、このうち「品質管理・施工管理」は「構造性能の確保」（21点）、「環境性能の確保」（8点）、「施工管理の能力」（5点）の計34点が、また、「ライフサイクルコスト」は、「ライフサイクルコストの縮減計画」（8点）および「維持保全・改修・更新」（8点）の計16点が、それぞれ配点された。

総合評価の結果は、表2-5のとおりであった。

表 2-5 新市庁舎建設に係る総合評価方式（評価値）

	標準点	加算点	価格点	評価値	順位
E社	100	37.8	68.000	2.026	1
C社	100	37.6	73.410	1.874	2
D社	100	28.5	69.000	1.862	3
A社	100	24.0	73.400	1.689	4
B社	100	29.6	—	失格(予定価格超過のため)	

注：価格点＝入札金額÷10の8乗

注：評価値＝（標準点＋加算点）÷価格点

各社の入札価格は、A社が73億4000万円、B社が76億8600万円、C社が73億4100万円、D社が69億円、E社が68億円であった。したがって、価格点は、A社が73.400点、B社が76.860点、C社が73.410点、D社が69.000点、E社が68.000点となる。この時点でB社は入札価格が予定価格を超えていたため失格となった。

以上を総合して評価値を算定すると、E社が2.026、C社が1.874、D社が1.862、A社が1.689となり、E社が第一順位で落札予定者に選定された。

当市の総合評価方式では、技術提案に対する加算点1点は5000万円に相当するとあらかじめ決められていた。このため、仮に、C社が67億9000万円の入札するか又は加算点48.8点を得ていれば、C社は、評価値でE社を上回り、E社に代わって落札予定者になったはずである。

その意味では、今回の入札では「構造性能の確保」が最重要視され「21点」が配点されたのがE社に有利に働いたとも言える。

実際に、総合評価方式実施後に行われた、市の別の第三者委員会「契約・倫理制度改革評価委員会」において、市民委員から技術提案の評価点の配分について質問が出された。本件では、公開性の確保を主眼とした入札を行ったこと、最低価格を提示したE社が落札予定者になったことから疑念は晴れたが、総合評価方式には、「恣意性」が入り込む余地があるので、その運用は慎重の上にも慎重に行わなければならない。また、総合評価方式を採用した場合は、発注事務が膨大になるという欠点もある。

## 【第2次意見具申】

総合評価方式については、評価に恣意的な要素が入り込むおそれがあるほか、発注事務量が增大することを考慮し、慎重に対処すること。

### Ⅲ 中小事業者の受注機会の確保

前記「15ヶ月予算制度」は、工事契約の発注時期の平準化をもたらし、中小事業者の経営安定にも資するものである。

また、当委員会は、中小事業者の提案能力を向上させてその受注機会の確保を図るため、第1次意見具申において「地元業者からの提案公募制度の創設」を提案したが、前記のとおり、適当な案件がないとの理由で果たされていない。

#### 【第2次意見具申】

「15ヶ月予算制度」の導入を検討するとともに、早急に提案公募制度を創設し、適当な案件が出てきた際には積極的に適用すること。

### Ⅳ 過当競争の防止

「実績をつくりたい」などの理由で行われる極端な安値入札は排除しなければならない。しかし、最低制限価格を「官製価格」である予定価格を基準に定めることは、①それが市場価格と関係なく定められて効率的な業者が入札から排除されるおそれがあること、②最低制限価格付近に応札価格が集中し「クジ」により落札者を決めるケースが増えるおそれがあることなどから避けるべきであると考えられる。その意味で、現在最も弊害が少ない仕組みであると思われるのが、第1次意見具申で提案した「変動型最低制限価格制度」である。しかし現在、建設関連業務委託以外には適用されていない。

#### 【第2次意見具申】

建設関連業務委託以外の委託契約、工事契約、物品契約についても「変動型最低制限価格制度」を導入すべきである。

### Ⅴ 市民参加の拡大

新庁舎建設や公園整備では市民参加を積極的に採り入れているが、それ以外には、適当な案件が見つからないという理由で、広がっていないのが現状である。

#### 【第2次意見具申】

とりわけ大規模な工事や市民に身近な施設の整備については、必要な情報を提供し市民からの意見を聴くべきであり、その仕組みを検討し、市民満足度の向上に努められたい。



## おわりに

第2次意見具申は、これまでの審議を踏まえて委員の意見をまとめたものである。今後、さらに厳しさを増す経済情勢の中、公共調達的重要性はさらに高まっていくと考えられるので、本意見具申を踏まえて、一定のコストに対して最も価値の高いものを調達するという基本方針を常に意識し、透明性、競争性、客観性、公正・公平性の確保と不正行為の排除への取り組みを続け、今後も納税者の立場に立ったさらに優れた入札・契約制度へと弛まぬ努力をされることを望むものである。

## 【関連資料】

### I 開催内容一覧

開催回数	開催日	審 議 内 容	抽出件数 (対象件数)
第6回	平成17年4月26日	(1) 立川市の入札・契約制度改革の方向について (意見具申)(案) (2) 平成16年度工事抽出事案について (3) 平成16年度委託契約について	工事7件 (134件)
第7回	平成17年6月27日	(1) 委託契約業務担当課からの実態報告について (2) 入札・契約制度改革施策一覧表等(平成16年度下半期分)の主な見直し事項等について (3) 公正入札調査委員会の開催及び談合情報対応について	—
第8回	平成17年8月2日	(1) 平成17年度工事抽出事案について (平成17年4月～平成17年7月) (2) 委託契約業務担当課からの実態報告について (ごみ収集・資源分別収集等の業務委託) (3) 不調案件について	工事6件 (43件)
第9回	平成17年10月20日	(1) 委託契約業務担当課からの実態報告について (体育課の業務委託、複数年契約案件等) (2) 平成16年度一位不動産案件について (3) 要綱等の一部改正について (4) 「平成17年度コンプライアンス・業務点検週間」の実施について	—
第10回	平成17年12月22日	(1) 平成17年度工事抽出事案について (平成17年7月15日～平成17年11月30日) (2) 平成17年度工事契約の状況について (3) 「立川市工事施行の適正化チェックリスト」の作成について (4) 公正入札調査委員会の開催及び談合情報対応について (5) コンプライアンス・業務点検週間の実施結果について	工事7件 (53件)
第11回	平成18年2月3日	(1) 電子入札について (2) 複数年契約について	—
第12回	平成18年4月25日	(1) 平成17年度工事抽出案件について (平成17年12月1日～平成18年3月31日) (2) 平成17年度工事契約の状況について (3) 入札参加登録事業者調査について (4) 談合情報対応マニュアルについて (5) 工事成績評定試行要領及び検査事務要綱について	工事6件 (53件)
第13回	平成18年6月23日	(1) 平成17年度委託等契約の状況について (2) 平成17年度工事成績評定の試行状況について (3) 立川市入札等監視委員会設置要綱の一部改正について	—

開催回数	開催日	審 議 内 容	抽出件数 (対象件数)
第14回	平成18年7月28日	(1) 平成18年度工事抽出案件について (平成18年4月1日～平成18年7月11日) (2) 委託契約にかかる条件付き一般競争入札の試行に関する基本的な考え方について	工事11件 (34件)
第15回	平成18年10月17日	(1) 平成18年度委託抽出案件について (平成18年4月1日～平成18年8月31日) (2) 条件付き一般競争入札の試行拡大と低入札価格調査の試行について (3) 競争入札参加資格登録事業者実態調査について (4) 入札及び契約手続に係る苦情処理について (5) 平成18年度コンプライアンス・業務点検週間の実施について	委託38件 (361件)
第16回	平成18年12月21日	(1) 平成18年度工事抽出案件について (平成18年7月6日～平成18年12月7日) (2) 新庁舎建設検討経緯と施工者選定手法等検討委員会について	工事20件 (60件)
第17回	平成19年2月8日	(1) 平成18年度委託抽出案件について (平成18年9月1日～平成18年12月31日) (2) 新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会の検討結果について	委託26件 (52件)
第18回	平成19年4月20日	(1) 平成18年度工事抽出案件について (平成18年12月8日～平成19年3月31日) (2) 入札等監視委員会設置要綱の改正について (3) 平成18年度工事契約の状況について (4) 工事成績評定の試行拡大について	工事16件 (33件)
第19回	平成19年6月26日	(1) 平成18年度委託契約抽出案件について (平成19年1月1日～平成19年3月31日) (2) 平成18年度委託等契約の状況について (3) 平成18年度工事成績評定の試行状況について (4) 「入札改革フォーラム2007IN立川」の開催について	委託10件 (24件)
第20回	平成19年9月7日	(1) 平成19年度工事抽出案件について (平成19年4月1日～平成19年8月1日) (2) 一般競争入札の実施状況について (3) 入札改革フォーラムについて	工事12件 (36件)

開催回数	開催日	審 議 内 容	抽出件数 (対象件数)
第 2 1 回	平成19年10月26日	(1) 平成19年度委託抽出案件について (平成19年4月1日～平成19年8月31日) (2) 入札改革フォーラムの開催について (3) 競争入札等参加停止基準の改正について (4) 平成19年度コンプライアンス・業務点検週間の実施 について	委託53件 (313件)
第 2 2 回	平成19年12月20日	(1) 平成19年度工事抽出案件について (平成19年8月8日～平成19年11月28日) (2) 新庁舎新築工事公開プレゼンテーション等の状況について (3) 「立川市競争入札等参加停止基準」の改正について (4) 公共工事の品質確保策について	工事21件 (57件)
第 2 3 回	平成20年2月15日	(1) 平成19年度委託抽出案件について (平成19年9月1日～平成19年12月31日) (2) 入札・契約制度改善事項について (3) 平成19年度コンプライアンス・業務点検週間の実施 について (4) 談合情報への対応について (5) 競輪場走路塗布工事の調査について	委託57件 (79件)
第 2 4 回	平成20年4月18日	(1) 平成19年度工事契約抽出案件について (平成19年11月29日～平成20年3月31日) (2) 工事契約の推移について (平成16年度から平成19年度まで) (3) 平成19年度工事契約の状況について (4) 入札・契約制度の改革について	工事16件 (45件)
第 2 5 回	平成20年6月27日	(1) 平成19年度委託契約等抽出案件について (平成20年1月1日～平成20年3月31日) (2) 委託契約の推移について (平成17年度から平成19年度まで) (3) 平成19年度委託契約等の状況について (4) 平成19年度工事成績評定(試行)実施報告について	委託24件 (34件)
第 2 6 回	平成20年7月30日	(1) 平成20年度工事契約抽出案件について (平成20年4月1日～平成20年7月8日) (2) 意見具申に対する対応状況について (3) 平成20年度委託等契約(複数年契約)の状況について (4) 施設管理業務点検調査について	工事10件 (35件)

開催回数	開催日	審 議 内 容	抽出件数 (対象件数)
第27回	平成20年10月28日	(1) 平成20年度委託抽出案件について (準備行為分～平成20年9月30日) (2) 第2回意見具申について (3) 委託契約における複数年契約について (4) 変動型最低制限価格制度の試行について (5) コンプライアンス・業務点検月間の実施について	委託47件 (395件)
第28回	平成20年12月19日	(1) 平成20年度工事契約抽出案件について (平成20年7月9日～平成20年11月30日) (2) 平成20年度委託契約等抽出案件について(継続分) (準備行為分～平成20年9月30日) (3) 意見具申について (4) 業務実施状況報告について (上砂町雨水ポンプ場機械設備点検委託) (5) 談合に関する情報報告について (6) 中間前金払制度の新設について (7) 単品スライドの適用について	工事19件 (82件)
第29回	平成21年2月12日	(1) 平成20年度委託抽出案件について (平成20年9月30日～平成21年1月31日) (2) 第2次意見具申について	委託36件 (67件)
第30回	平成21年4月27日	(1) 平成20年度工事契約抽出案件について (平成20年12月3日～平成21年3月31日) (2) 第2次意見具申について (3) 工事契約の推移について (平成17年度から平成20年度まで) (4) 平成20年度工事契約の状況について (5) 入札・契約制度の改革について	工事15件 (37件)

## II 入札等監視委員会委員名簿

	氏 名	職 業 等
委員長	鈴木 満	桐蔭横浜大学法科大学院教授
	山田 春紀	元公正取引委員会事務局審査官
	榎本 孝芳	弁 護 士

### Ⅲ 立川市入札等監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容を審査し、透明性及び公正な競争を確保するとともに、不当な圧力と不正行為を排除し、事務の公正な執行を図るため、立川市入札等監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 入札、契約及び品質に関する制度の改革について報告を受け審議すること。
- (2) 入札及び契約手続の運用状況について報告を受け審議すること。
- (3) 入札及び契約に関する法令遵守体制及びその運営状況について報告を受け審議すること。
- (4) 市が発注した工事及び委託の契約のうち委員会が抽出したのものに関し、条件付き一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約を行った理由について審議すること。
- (5) 条件付き一般競争入札、指名競争入札並びに随意契約における入札及び契約手続に係る再苦情について審議すること。
- (6) 工事成績評定に係る再苦情について審査すること。
- (7) 談合情報対応について報告を受け、その対応方法について審査すること。
- (8) 入札、契約事務等への不当な要求及び圧力を排除し、公正な職務執行を確保するための相談及び調査並びに審査を行うこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、公正中立な立場で客観的に入札及び契約について審査その他の事務を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任

者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

5 委員会は、立川市情報公開条例（平成12年立川市条例第49号）第7条に規定する非公開の情報が含まれる事項について審議する会議は、非公開とする。ただし、議事の概要は、これを公表する。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、報告の内容又は審議の中で、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の規定による意見の具申又は是正の勧告を行った場合には、公表するものとする。

(不当な要求及び圧力の排除)

第7条 委員会は、市長から不当な要求及び圧力についての通知又は要望等の報告並びに相談を受けたときは、その内容について審査を行う。

2 委員会は、前項の規定による審査を終えたときは、その結果を市長に報告する。この場合において、必要と認めるときは、意見書を作成する。

(委員の排斥)

第8条 委員は、自己又は3親等内の親族の利害に関係ある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(謝礼)

第10条 委員の謝礼は、別途定めるものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、行政管理部品質管理課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 立川市入札等監視委員会設置要綱(平成16年10月20日市長決定)は、廃止する。